

委員会の委員の報酬月額を減額する。

〔現行〕
報酬月額
委員長 28万7千円

委員長職務代理者 25万3千円

委員 23万6千円

〔改正後〕
報酬月額
委員長 28万5千円

委員長職務代理者 25万1千円

委員 23万4千円

施行期日 平成26年4月1日
▼区長および副区長の給与および旅費条
区長および副区長の給料月額を減額する。

〔現行〕
給料月額
区長 115万6千円

副区長 92万8千円

〔改正後〕
給料月額
区長 114万6千円

副区長 92万円

施行期日 平成26年4月1日
▼教育委員会教育長の給与および旅費ならびに勤務時間その他の勤務条件に関する条例

教育長の給料月額を減額する。

〔現行〕
給料月額
80万8千円

〔改正後〕
給料月額
80万1千円

施行期日 平成26年4月1日
▼監査委員の給与等に関する条例

常勤監査委員の給料月額および非常勤監査委員の報酬月額を減額する。

〔現行〕
常勤監査委員の給料月額
68万6千円

非常勤監査委員の報酬月額 代表監査委員 34万7千円

その他の職員監査委員 31万2千円

議員のうちから選任された監査委員 18万4千円

〔改正後〕
非常勤監査委員の報酬月額 68万円

代表監査委員 34万4千円

その他の職員監査委員 30万9千円

議員のうちから選任された監査委員 18万2千円

施行期日 平成26年4月1日
▼職員定数条例

行財政の見直しに伴い、職員の数上の措置を行う。

〔現行〕 2千486人

〔改正後〕 2千480人

〔平成27年3月31日までは、70人を限度として定数外とする。〕

施行期日 平成26年4月1日
▼区立区民活動交流施設条例

区民活動施設の一部を協働推進施設とするに、協働推進施設に設備を設けることから、使用料を見直す。

施行期日 平成26年8月1日

〔講習室の使用料に係る改正規定は平成26年7月1日〕

▼青少年問題協議会条例

地方分権改革の推進を図るため、地方青少年問題協議会法が改正されたことに伴い、青少年問題協議会の会長の要件を定める。

施行期日 平成26年4月1日

▼附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例

品川区子ども・子育て会議の委員の報酬月額を増額する。

〔現行〕
報酬月額
会長 1万8千円

副会長 1万6千円

委員 1万1千円

〔改正後〕
報酬月額
会長 2万3千円

副会長 2万円

委員 1万4千円

施行期日 平成26年4月1日
▼区立地域密着型多機能ホームおよび区立認知症高齢者グループホーム条例

新たな地域密着型多機能ホームを設置する。

〔名称〕
区立柱松地域密着型多機能ホーム

〔所在地〕
豊町四丁目24番15号

〔提供するサービス〕
小規模多機能型居宅介護

認知症対応型共同生活介護

介護予防小規模多機能型居宅介護

介護予防防認知症対応型共同生活介護

施行期日 平成26年12月1日

▼区立特別養護老人ホーム条例

新たな特別養護老人ホームを設置する。

〔名称〕
区立柱松特別養護老人ホーム

〔所在地〕
豊町四丁目24番15号

〔提供するサービス〕
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

短期入所生活介護

施行期日 平成26年12月1日

▼介護保険制度に関する条例
保険料に係る延滞金の割合を見直す。

施行期日 平成26年4月1日
▼国民健康保険条例

低所得者の保険料軽減に係る所得基準額を引き上げるとともに、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額および介護納付金賦課額の保険料率を改めるほか、保険料に係る延滞金の割合を見直す。

〔基礎賦課額〕
現行
所得割 100分の2.34

改正後
所得割 100分の2.17

均等割 3万2千400円

〔後期高齢者支援金等賦課額〕
現行
所得割 100分の2.34

改正後
所得割 100分の2.17

賦課限度額 16万円

〔介護納付金賦課額〕
現行
均等割 1万5千300円

改正後
均等割 1万5千300円

賦課限度額 14万円

〔修正後〕
均等割 1万5千300円

賦課限度額 14万円

施行期日 平成26年4月1日
後期高齢者医療に関する条例

〔名称〕
を直す。

施行期日 平成26年4月1日

▼公害健康被害認定審査会条例

地方分権改革の推進を図るため、公害健康被害の補償等に関する法律が改正されたことに伴い、公害健康被害認定審査会の委員の定数を定める。

施行期日 平成26年4月1日

▼手数料条例

薬事法が改正されたことに伴い、規定を整備する。

施行期日 平成26年6月12日

▼建築物不燃化促進助成条例

木造建築物の除却に必要な経費の一部を助成する。

〔規定する内容〕
指定管理者の指定の手続
(1) 指定管理者の指定の手続
(2) 図書館の管理の基準
(3) 図書館の指定管理者が行う業務
(4) 個人情報取扱いに関する指定管理者の責務

施行期日 平成26年4月1日

▼東品川橋架替工事(上部工)請負契約の変更について

契約金額の変更について

〔変更前〕
5億7千201万9千円

〔変更後〕
5億9千122万2千480円

▼品川雨水排水管建設工事請負契約の変更について

契約金額の変更について

〔変更前〕
5億7千201万9千円

〔変更後〕
5億9千122万2千480円

▼平成26年度国民健康保険事業会計予算

歳入歳出予算額

1億5千920万円

〔変更後〕
13億31万2千800円

▼平成25年度一般会計補正予算

歳入歳出予算補正額

8億6千600万2千円追加

(補正後の歳入歳出予算額 1億1千347億3千451万2千円)

(2) 繰越明許費 1件

(3) 債務負担行為補正件数

追加 20件
変更 1件
▼平成25年度国民健康保険事業会計補正予算

(1) 歳入歳出予算補正額 7億5千506万6千円追加

(補正後の歳入歳出予算額 386億4千287万2千円)

▼平成25年度後期高齢者医療特別会計補正予算

(1) 歳入歳出予算補正額 3億547万5千円減額

(補正後の歳入歳出予算額 69億4千436万9千円)

▼平成25年度介護保険特別会計補正予算

(1) 歳入歳出予算補正額 8千525万円追加

(補正後の歳入歳出予算額 212億2千299万5千円)

▼平成26年度一般会計予算

(1) 歳入歳出予算額 1千462億3千673万6千円

(2) 債務負担行為 30件

(3) 一時借入金 最高額 50億円

▼平成26年度国民健康保険事業会計予算

(1) 歳入歳出予算額 386億6千609万円

▼平成26年度後期高齢者医療特別会計予算

(1) 歳入歳出予算額

11億5千920万円

〔変更後〕
13億31万2千800円

予算

▼平成25年度一般会計補正予算

(1) 歳入歳出予算補正額 8億6千600万2千円追加

(補正後の歳入歳出予算額 1億1千347億3千451万2千円)

(2) 繰越明許費 1件

(3) 債務負担行為補正件数

75億2千990万1千円
▼平成26年度介護保険特別会計予算

(1) 歳入歳出予算額 223億10万8千円

教育委員会委員の任命同意

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定により、次の者を教育委員会委員に任命することに同意した。

菅谷 正美 氏

その他の議案

▼専決処分の承認を求めることについて

平成25年度一般会計補正予算(都知事選挙執行費)

(1) 歳入歳出予算補正額 1億4千2万7千7千円追加

(補正後の歳入歳出予算額 1千383億6千851万1千円)

▼東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について

保険料の軽減措置を延長するため、関係区市町村の新たな負担金を定めることにより、東京都後期高齢者医療広域連合の規約を変更する。

